

平成23年6月22日ハンセン病問題対策協議会積み残し事項の文書回答について

- 対象となる要求事項 : 第4真相究明等のうち3及び4

- 回答

3 学芸員の地位の安定化

国立ハンセン病資料館、長島愛生園歴史館、菊池恵楓園社会交流会館に勤務する学芸員の活動が、将来にわたって安定的に実現されるよう、学芸員の単年度雇用制を見直し、年度を超えた継続的雇用体制を検討されたい。

(回答)

1. 厚生労働省では、平成5年に高松宮記念ハンセン病資料館が建設され、厚生省へ寄贈されて以降、その運営については民間団体に委託して実施してきたところであり、委託先については、公募方式により選定してきたところである。
2. また、事業を行うために必要な業務従事者（学芸員・司書等）を配置する体制については、委託先の団体にその整備を求めているが、その雇用形態について、厚生労働省から委託先に申し入れることは困難である。
3. しかしながら、これまでも委託先が変更してきた中で、その展示や研究内容等に支障が生じないよう調整を図ってきたところであり、今後とも必要な調整を行ってまいりたい。

4 再発防止検討会の提言実行

ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会の最終報告書の提言を尊重し、患者の権利条項をもつ「医療基本法」を制定させるために、厚生労働省として最大限の努力をすることを、改めて約束されたい。また、その制定を目指して、現在どのような取り組みを行っているのか、今後の見通しについても説明されたい。

(回答)

1. 再発防止検討会最終報告書については、疾病対策課より、法務省及び文部科学省に送付するとともに厚生労働省内関係各所で共有し、提言内容の実現に向けた取組みについての検討と関係当局間で相互に連携が図られるよう依頼したところである。
2. 本年1月には、提言内容の実現に向けた意見交換や取組状況の確認等を行う場として、法務省、文部科学省及び厚生労働省内関係課で構成される「再発防止検討会関係省庁連絡会議」を設置し、提言内容の実現に向けた意見交換や取組状況の確認等を行う場を設けたところであり、このような場を通じて提言内容の実施状況の確認等を引き続き行うこととしている。
3. 再発防止検討会では、全国の病院を対象に患者の権利および疾病を理由とする差別偏見への取組み状況に関するアンケート調査の実施に向けて調整を図っているところである。
4. また、「医療基本法」の法制化については、既存の法体系との整合性をどう図るのか、具体的な権利義務の設定の在り方についてどう考えるのか等の様々な課題があり、慎重に検討する必要がある。
5. 他方、厚生労働省においては、昨年10月から、社会保障審議会医療部会において、医療提供体制の在り方について議論を開始し、今後のあるべき方向性についてご検討をいただいているところであり、その内容も踏まえつつ適切に対応してまいりたい。